#### ○匝瑳市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成 18 年 1 月 23 日 規則第 124 号

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成18年匝瑳 市条例第101号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも のとする。

(経営許可の申請)

- 第2条 条例第3条に規定する申請書は、墓地(納骨堂・火葬場)経営許可申請書(第 1号様式)とする。
- 2 条例第3条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 墓地等の周囲 200 メートル以内の河川、海又は湖沼及び住宅等の状況を 示す見取図
  - (2) 墓地等の位置を示す図面
  - (3) 墓地等の施設の配置図及びその構造を示す図面
  - (4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
  - (5) 墓地にあっては、公図の写し及び地積測量図
  - (6) 維持管理規則等墓地等として使用に供するために必要な事項を記載した 書類
  - (7) 管理運営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
  - (8) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書
  - (9) 申請者が宗教法人等である場合にあっては、当該宗教法人等の宗教法人 規則、寄附行為又は定款の写し、登記事項証明書及び許可申請に関する意思 決定をした旨を書する書類
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類(変更許可の申請)
- 第3条 条例第4条に規定する申請書は、墓地(納骨堂・火葬場)変更許可申請書(第 2号様式)とする。
- 2 条例第4条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 変更後の墓地等に係る前条第2項第1号から第8号までに規定する書類

及び図面

- (2) 申請者が宗教法人等である場合 許可申請に関する意思決定をした旨を 証する書類
- (3) 変更により墓地でなくなる区域がある場合(引き継いで墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。) 改葬報告書

(廃止許可の申請)

- 第4条 条例第5条に規定する申請書は、墓地(納骨堂・火葬場)廃止許可申請書(第3号様式)とする。
- 2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合(引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項 の許可を受けて経営する者がある場合を除く。) 改葬報告書
  - (2) 申請者が宗教法人等である場合 許可申請に関する意思決定をした旨を 証する書類

(墓地変更許可の要件)

- 第5条 条例第6条第3項の規則で定める一体性を有する要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
  - (1) 変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が当該変更に係る墓地のうち法第 10 条第 1 項の規定による許可を受けた墓地の面積の 2 倍の面積以下であること。
  - (2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が前号に規定する墓地であると認められること。

(墓地の表示)

- 第6条 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 墓地の名称
  - (2) 墓地の所在地
  - (3) 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (4) 経営許可年月日及び許可番号(法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の変 更許可を受けた場合にあっては、経営許可年月日及び許可番号並びに変更許

可年月日及び変更許可番号)

- (5) 面積及び区画数
- (6) 墓地全体の概略を示す平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 条例第 14 条第 2 項の規定による表示は、縦 0.9 メートル、横 1.8 メートル以上の標識を墓地の入口付近の外部から見やすい位置に設置することにより行わなければならない。

(申請書等提出部数)

第7条 条例又はこの規則の規定により、市長に提出する書類及び図面の部数は、 正副2部とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成12年八日場市規則例第44号)又は野栄町墓地等の経営の許可等に関する規則(平成12年野栄町条例第19号)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年6月21日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この規則による 改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

## 第1号様式(第2条関係)

# 墓地(納骨堂·火葬場)経営許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

電話

墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、墓地(納骨堂・火葬場)を経営したいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 経営の計画
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 墓地等の構造
- 5 工事完了年月日

## 第2号様式(第3条関係)

### 墓地(納骨堂・火葬場)変更許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

電話

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓地(納骨堂・火葬場) を変更したいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更後の経営の計画
- 3 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 変更後の墓地等の構造
- 5 変更に係る工事完了年月日
- 6 変更の理由

### 第3号様式(第4条関係)

# 墓地(納骨堂·火葬場)廃止許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

電話

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓地(納骨堂・火葬場) を廃止したいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 廃止の理由